第16	回第6分科会会議録(概要)	場所	新宿区役所第一分庁舎
	平成18年3月18日(土)	記録者	7 階 研修室 【学生補助員】
日時	+/ (+) +) +) +) +) +) +) +) +) +		江藤 慎介、 鈴木 昂
		 責任者	
会議出席	Ⅰ ₹者:36名 傍聴者3名		
(区民委	会員:31名 学識委員:2名 区職員:3	3名)	
配布資	〕 料		
進行	ī次第		
第1	5回第6分科会会議録(概要)第6分科	会第13[回運営委員会記録(概要)
自治	制度、協働・参画、コミュニティの論点		
新宿	区における市民自治の拡充に向けた制度 ・	枠組み概	要
第1	回世話人会会議まとめ		
<u> 노</u> 쑤 日구			
議題	<		
2 運営委員会の報告			
3 学識委員資料の説明及び質疑4 班ごとのテーマ検討			
4 班ととの / - マ 検討 5 その他			
6 閉会	2		
会議内	7容		
	 右】 :区民委員、 :学識委員、 :区職	战員	
1.開会	R		
: みな	さん、こんにちは。委員のお集まりが少な	よく、まだ	お見えになると思いますが、
時間に	なりましたので始めさせて頂きます。第1	班の小宮	と入江で司会をさせて頂きま
すので	、ご協力をよろしくお願いします。		
まず	、お手元の書類をご確認ください。進行次	、第に沿い	まして、最初に3月4日の
営委員	会の報告を副リーダーの梶村委員からよろ	しくお願	いします。
:配付	†資料の第6分科会議事録の一番後ろのペ −	・ジの「第	3回運営委員会記録」をこ
覧ください。前回の運営委員会では、分科会での各班のテーマ検討の報告と打ち合わせ			
をしま	した。その後、今後の進め方について検討	を行いま	した。そして、みなさんごえ
知のよ	うに、多文化共生と地域安全につきまして	は、中間	発表資料に基づき、他分科会
との調	整が必要な事項をチェックいただいて、各	班でそれる	をとりまとめるということで
これが	う日の提出になっています。		

この後のスケジュールをこの表では、最終発表会が6月25日になっておりまして、

それがいよいよ最後の詰めということになります。この最終発表会に向けての、いわゆ るワーキンググループ(WG)だとか、各分科会での提案の起草作りを4月の始めまでに 準備をしていかなければなりません。それを踏まえていろいろな作業を進めていくこと になります。各班で現在検討しているテーマ別レポートの提出と、それから多文化共生 と地域安全の課題についても再度、詰めをやらなければいけない日程です。実質的には、 各班で検討するテーマは、今日をあわせて4月1日頃に詰めていかなければいけない。

その後、分科会として約2カ月間で詰めなければならず、全体的な分科会の日程から、 どうも日数が足らないという話になり、4月22日に臨時分科会を開催することに運営 委員会では決めております。したがって、4月1日、15日、22日の3回ということ で1回増やした形で検討して、22日の段階で起草委員が原稿を作成できるようにする といった形で進めることになりました。

また具体的なことは、各班で話し合いをして頂き、この後に向けての進め方などいろ いろな疑問も運営委員会で検討していかなければいけないと思います。以上です。

:ありがとうございました。それではご質問等あれば後ほどお受けしたいと思います。 次は、学識委員資料の説明と質疑ということで約30分間、2人の先生にお願いしたい と思います。それでは最初に土屋委員からお願いしたいと思います。

: 土屋でございます。私の方からは配布資料「自治制度、協働・参画、コミュニティの 論点」、副題として「基本的な視点と検討範囲の役割分担」があります。この内容を細か く説明しますと軽く1時間は越えてしまうと思いますので、簡単に資料作成の意図とい うか目的、簡単な概要のみ説明いたします。

資料作成の目的ですが、基本的な自治制度と協働・参画、コミュニティについて、用 語の定義や問題意識、基本的認識をある程度共有すべきではないかというご指摘が運営 委員の皆様からもありましたので、協働参画はこうあるべき、コミュニティはこうある べきという考えはあると思いますが、そういう区民の方々それぞれの基本的な最大公約 数的な部分を集約して論点整理しております。

それともうひとつ、3つのテーマというのは非常に重なり合うものであるということ を前回、三田先生がご説明されましたが、その重なり合うということを前提に大まかに、 それぞれの3つのグループがどういう部分を検討するのが効率的かを示す目的で作成さ せて頂きました。

簡単に中身ですが、自治制度の多くは憲法第8章や地方自治法等で決まっているわけ です。そういう意味では、新宿区の条例、規則等で必ずしも決まっているわけではあり ません。

(1)は、自治制度の根幹部分はどういったことなのか、それで特別区、新宿区はそ こでどういう風に位置づけられているのかを中心に書いてあります。

(2)は、自治制度といっても非常に範囲が広く、第6分科会で全てを議論するのは 難しく、またその必要も必ずしもないのかと思います。そして、やはり区民参加の場と して、やることは住民の権利をどう守っていくか、権利保障ですね。権利の保障の部分、 を重点的にやるべきだろうと考え、どういう観点で自治制度を検討するべきかという視 点で書いています。

続いて(3)は、自治制度に対する規定という部分です。「自治」とは何かということ になりますと難しいのですが、やはり基本的な理念としては、"自らのことを自らで決め る"自己決定というのが、大きな自治の理念、本質だろうと思います。そういうことか ら、例えばここでは選挙制度、公職選挙法で決められています選挙の仕組みについて若 干説明しています。自治制度に対する規制というか、国の規律と法律によって定められ る、これが厳しいというのが1つで、我々学者の世界ですとか、行政実務の方でも問題 になっております。そういう実態があるというご説明と、それに対して我々はどう対応 すべきかを簡単ではありますが示しています。

最後に(4)新宿区が定める自治制度ですが、規則や条例等で定めてある重要な制度 について、協働・参画とコミュニティとの重なり合いに注意しながら、自治を網羅的に 説明してあります。この部分がおそらく第6分科会にとっては重点的な話になってくる と思いますが、新宿区なりの自治制度を整備する上での課題を示しています。

続いて、2の「協働参画とコミュニティをめぐる論点」ですが、まず(1)の協働・ 参画。「参画」をここでは括弧で(参加)ともしていますが、「参加」は、基本的に民主 主義は代表民主制と言われますように議会だとか長、いわゆる選挙で選ばれた代表者が 基本的に運営をすることが日本の地方自治制度では定められています。それを補完する ような形で直接請求制度や直接民主主義の制度があり、そこでの課題や住民投票が今注 目されている理由、あるいは我々が取り組んでいる区民会議の新しさといったものをこ こでは示しています。

また協働に関しては、区でも協働事業が非常に広範囲に行われていると事務局からも 資料を出して頂いていますが、お互いに一緒に市民団体と行政が協働事業をやると、ほ かにも市民団体の「支援」といったものが非常に大きな課題となっており、そちらも示 しております。

(2)に関しては、コミュニティ形成の主体が誰にあるのか、当然、区民にある。その上で行政サイドが果たして何ができるのかを示しています。その中で質問等が出てくるかと思いますが、全てのテーマに関して質問等を伺っていますと時間が足りないので、 運営委員の方に「こういったことがよく分からない」とお伝え頂き、運営委員会で質問にお答えしたいと思います。そのような形で資料を受け取って頂ければと思います。

:ありがとうございます。続きまして伊藤先生、よろしくお願いします。

:「新宿区における市民自治の拡充に向けた制度・枠組み概要」の資料をご覧になって頂 きながら、若干説明させて頂きます。資料には、「自治システム」というものを示してい ます。その自治システムの中に協働・参画、コミュニティがあるのですが、全体の関係 とは一体何なのか、また自治システムと一言で言っても、前回、三田先生からお話があ ったように、様々なものがあります。現状の中で私たちは「自治システム」をどのよう に見るべきか、そのあたりを説明しようという4ページの資料になっております。 1ページは、地方分権一括法が平成12年4月に施行されて、今までの国と地方の関係が大きく変わってきています。(左側の)地方分権一括法の施行前の国と自治体の関係は、大体、新宿区長が機関事務という言葉が以前ありましたが、国の一つの機関になってしまう。市民から選ばれた区長が国の機関の1つとして機能しているというのが今までだったわけです。国の職務機関ですから、国の課長と同じ役割があったわけで、関係性というのは地方分権一括法ができるまでは、この資料の関係だったと思います。

その後、地方分権一括法の制定、地方自治法改正で、国と地方の関係は、(右側の)国 と新宿区が並んでいるように対等協力の関係化というのが、今の法律の枠組みの中での 関係です。

当然、政治的な面、財政の面は、いま三位一体改革でやっているとおり、まだまだ力 の差がありますが、地方自治法という構想、枠組みの中では、国は国防とか外交問題と か金融問題などに専念し、自治体は自治体として地域のことをやろう。今までのように、 その箸の上げ下ろしまで国が指示することはもうありませんというのが、今回の地方分 権一括法、地方自治法の改正で生まれた状況です。それまでの国と地方の関係は、まさ に国の命令で動いていくもので、現在、国と地方は対等なものになっています。

地方分権推進委員会の諸井虔さんが言われたのは、地方分権というのは一体何なのか、 最終的には"その地域や暮らしが変わる"ことと言われております。地域や暮らしが変 わるというのは、地域の中で頑張っている色々な人たちの意欲が高ければ高いほど、そ の地域は自由に発展していくと言うのが地方分権の最終的な目標になるわけです。

ただし今の地方分権、今回の法律の改正は、まだまだそこまでいっていないのです。 国と地方の、地方が国の1つの機関であるというような関係性を崩して、両者は近代的 な関係にあるというのが今回の法改正だったと思います。

今後、実際私たちが区民会議を開いているとおり、住民の気持ちに基づいて新宿区が 動いていくことで、徐々に変えていかなければいけない。そして最終的には、地域や暮 らしが変わることになるわけです。新宿区で頑張っている色々な方たちの力が集まって、 この新宿区が生まれてくる。そういった関係性がいかに作られるのか、これが地方分権 の最終的な目標なわけですが、まだまだそれは完成していません。やっと地方が法律の 関係の中で対等になりましたと描かれているだけです。

新宿区という特別区の中では、東京都という関係と23区の関係、財政的にも新宿区 が独立しているかというと、やはり少し違うような感じがします。よその県と政令指定 都市との関係と、特別区という中での東京都という関係が残っている感じがします。自 治制度の中で検討することが沢山ありそうな感じがします。そういうことも含めて、一 応法律の中では両者が対等になってきました。

私たちの区民会議では、自分たちが出来る限りの範囲で「住民自治」をきちんとベースにしながら、この新宿区のシステムを考えていくことが、与えられている自治制度という「テーマ」なのかなと思います。

その自治制度のシステムの前提(キーワード)を「信託」とおいております。信用し

て委託するという、これが新宿区、区長、それから区議会議員、私たちが選挙して選ん でいるというのは、要は信用して信託をする、信用して委託をする、私たちの思いを区 長や区議会議員にお任せをして、こういうようにやってくださいといって作ったものが、 この自治制度・自治システムなのだろう、ベースにしたいというのが、この自治システ ムの前提になります。

北海道のニセコ町から始まって、現在あちこちで「自治基本条例」が作られています。 この条例のベースになる考え方は、議員は私たちが選んだ、選ぶっていうことがいつの 間にか選ばれた方が偉くなってしまう。主人公は、あくまで市民であり住民です。新宿 区民が主人公であって、私たちが選んだ人たちは私たちが使っているということ(パブ リックサーベント)が当たり前です。それをもう一度考え直す、もう一回原点に戻って 考えてみるというのが、たぶん自治制度を考える前提だと思っております。

そして総合計画を考える前提として、今までやってきたような選挙で選んできた人た ちと私たちの関係は何なのか。区長、区議会議員、新宿区民の関係は一体どうあるべき なのかを見直すことから始まると思います。それが一番下の方の図にあって、自治シス テムと呼んでおります。

分権時代にふさわしい、新しい自治システムを構築する上で、必要となる行動の指針、 判断の指針、そういったものを自治制度の中に組み込んでいく。それは総合計画でどこ まで書くかという難しい部分もありますが、自治基本条例というものに描いていくとか、 総合計画の中で、きちんと位置づけしていくことをこの場では議論するのかと思います。

区民と自治機構ですが、これは区長や区議会を指しています。私たちは、新宿区が仕 事をしていく中で、区民の気持ちに基づいてその仕事をしていますかと問うわけです。 色々な問題があった場合は、区民からすれば、その仕事はおかしいですよということに なり、そういったことを制度として見定めてみよう、それが自治システムになります。

1つ1つの事業ごとに、区民の意見に基づいているか確認することは大変で、必ず新 宿区が仕事をする場合に区民の声に基づいてやっているか、区民の参加をきちんと位置 づけているのか、市民に情報を流しているのかなどをきちんと制度として確立しようと いうことを描いているものになります。

それをもう一度2ページ以降に形として描いているのが、新宿区の中での新しい自治 制度としてまとめたものです。ここでは一応3つの視点で整理し、「価値原則」「機構原 則」「運営原則」としています。

「価値原則」は、新宿区の主人公は新宿区民であり、主権者である私たちが信用して 委託していることを第一番目の原則にする。新宿区民の範囲がどこまでか、通勤者や遊 びにきている方たちをどのように位置づけるのか色々ありますが、原則は住んでいる方 たちの気持ちに基づいて区政が動いていくという価値をきちんと、位置づけていく。

2つ目として当然、新宿区という行政が、そういった形をもっているか、そういった ものを「機構原則」と呼んでいます。市民の意見に基づいてその機構がきちんと動いて いるか、当然機構の中には区政と区議会があり、またその地域毎には色々なセンターや 特別出張所があり、それらをどう位置づけたら良いかを考えてみるということです。 3つ目は新宿区が仕事をする上で、区と市民の関係でどういう運営が望ましいのかを

「運営原則」としています。当然、運営原則の中には、協働とか参画のいろんな問題が あり、それらがきちんと新宿区の方で書かれてあるのか。全体像を見ていくと、自治制 度という枠組みの中で、市民が信用、委託をした区政が、区長や区議会議員のような方 の意思に基づいて、どのように動いているのか。地域視点で見れば、コミュニティとい う区域、地域の中でどういった仕事が行なわれているかを見なければならないわけです。

3ページ目には、機構の原則がありますが、いくつか整理をすると区議会、区長、協 働の面でいろいろな市民もその中の一端を担うとすると、区民が区民に委託しているの も、もしかしたらあるのではないか。区民の役割もそこに描いてあります。

区民である私たちが私たちに委託をしているという面も、もしかしたら、そこにある のかもしれない。区民以外の仕事をする上で、前提なのかもしれません。私たちが区民 会議に出てきて意見を出すのも、区民が区民に委託している仕事なのかも知れません。

その中で区民の役割と責務、区長の役割と責務、区議会の役割と責務というものを整 理しております。そういった枠組みをきちんと認識しながら自治制度をみていくことに なると思います。今までもいろいろな話の中で区議会議員がどうのこうのとか、区長が どうのこうのという話があったと思います。その前提として、ではどうするべきなんだ ろう、どうあるべきなんだろうかということを見ていく。区長というのは本来こうある べきでしょうと、区民の意見に基づいて、こんな活動をするべきだとか、区議会議員に は本当はこんな仕事をしてほしいんだということをいうことになるのかもしれません。

また新しい時代の中で、区民はどのような役割や責任があるのかということを、議論 することになるのかもしれません。その一つが機構原則の中での、それを組み立ててい る枠組みだという整理をしています。

コミュニティについての議論は、私より皆さんの方がご存知だと思います。各特別出 張所のあり方や地域センターの動き方をどうやってみていくのか。当然、新宿区は大き いので、もっと小さな地域単位で活動が行われた方がいいわけですし、どういう位置づ けであるべきなんだろうかを整理していくことになるのだろうと思います。

これまで地域安全とか外国人の問題で議論をしてきた訳ですが、こういった都市型コ ミュニティが一つの改善策と、いろいろなところでお話がありました。それをコミュニ ティとして整理し、環境とか福祉とか、色々なコミュニティが、当然その主役になるも のは沢山ある訳です。そういたものをコミュニティを分担している人たちは中心になっ て、地域センターや特別出張所のあり方も含めて、コミュニティの整理をしていくのか と思います。

最後の4ページに、参画と協働についての整理をしております。参画と協働と簡単に 書いてありますが、私たちがやってきたことも協働なのです。協働のルールも、区の中 では幾つか原則を掲げられているようです。既に出てきている資料で見ていきますと、 相互理解、自主自立、対等であり平等であるとか色々な原則が述べられております。 実際、NPOに様々な支援をしている面もありますが、区とNPOや各市民団体の関係は、協働になっているのかどうか。原則として言われている協働の理念と現実の姿が 等しくなっているのか。日々市民が沢山活動している中で、どんなことを思っているの か、この場の中で出してもらうことが、協働の言葉の中にあるだろうと思います。

今までいろいろ議論をしてきていますが、私たちの目的は総合計画を作ること。第6 分科会として、協働とか参画、多文化共生とかいうもののゴールがあって、そこに向け て努力し、一緒に一つの意見を作ろうとやってきたわけです。

考え方が違うから、協働してやってきた。協働というのは単に手をつないで楽しくと 言うのではなくて、考え方が違うからこそ協働という概念が必要なのだと思います。

共通の目的に向かって、色々な人たちがいろいろな意見を言い、整理してまとめてい くという、これは協働の理念な訳です。まさにこの区民会議が実現してきていると思い ます。一つ一つの意見はまるっきり違うのですが、一緒になって共通の目的に向かい、 お互いが対等で平等であり、自主自立でという、これが協働の姿である訳です。こうい ったことをこれからも繰り返していく。私たちが実践してきたこういうことを、他分科 会の環境とか福祉とか、各々の所で活躍されているいろいろな事業が、協働という視点 から見て正しいのかどうか、本当に区と市民が協働するとは一体何なのか。

区役所という大変大きな組織です。市民団体というのはいくら頑張っても当然収入と いうのは少ない訳ですし、NPO団体も大変小さな団体です。小さな団体と、区役所と いう大きな団体。委託する費用とか、対等であり平等であるというルールとは、協働と か参画という議論のベースだろうと思います。

団体と区役所のお互いが自立し、一緒にやっていく、協働のルールなど様々あると思 います。これはまた、区役所が運営している運営原則のベースにもあると思います。前 提としては市民が参画をするということにも繋がりますし、きちんと情報が共有されて いないと、ズレがでると思います。市民情報も一方的にしか区役所には伝わっていない かもしれません。

運営原則を高める上で、住民投票制度一つとっても完全に答えを出すものかどうか。 設問によっては、人間というのは複雑ですから、か×では、なかなか反映できないものがあります。住民投票制度は本当にか×か、幾つか選択肢があったとしても6つくらいしか出せないわけです。ズレもあるんですが、そういった住民投票制度というのが、自治制度の協働のルールと言う、いろいろな協働の仕組み自体に整理もあるのだろうと思います。

自治制度についても、特別区制度、23区の今の位置づけがどのようになっているの かとか、財政的な面での問題、税金の面で区が徴収できるもの、できないものと、すで に整理されていると思います。以前、地域安全のところで説明をしましたが、計画体系 の第6章以降に私たちがまとめるべきもので、区が以前書いたものがあります。これを どのように書き換えるかということになると思います。区民は学識、研究者ではないで すから、コミュニティをどのようにみるのか、協働・参画で普段疑問に思っていること を、出していけばいいと思います。区政のあり方、協働に関すること、地域センターの あり方とかをまとめていくことで、整理するときには抽象的な言葉で整理できる形にし ていく。絶対変えていきたいものが出てくれば成功なのだろうと思います。少し長くな りましたが、一応自治制度に関しまして、今後その事務局も含めまして、是非それを参 考にしながら議論を活発に続けていってもらいたいと思います。

:残ったスケジュールの中で、どのように私たちが考えていけばいいのかが基本にある と思いますが、また作業量としても多くて大変かと思いますが、今の話を踏まえて検討 をお願いしたいと思います。当初の予定より、時間に余裕があるので、先生の方でなに か補足の説明やご質問がありましたら、お願いします。

: 自治について、今日来るにあたって、インターネットで調べてきたのですが、中野区がやっているんですね、住民協議会。いろいろ考えればいいのですけれど、予算や人の 提言するにあたって、成功してうまく言った事例と失敗事例、それについてどのように お考えですか?

:成功事例と失敗事例は、いろいろあります。まずはこの中でコミュニティとか住民協 議会の話ですから、地域センターをどうするかという話になるかもしれません。まずは 現場に行って、必要なことを述べる。今現在の地域センターのあり方と特別出張所とい うのが前提にあって、費用とか人員の問題とか工夫の仕方でどういうふうにするのか。 始めから枠を決めてしまうと進まない。何しろ、いろんな支所を作ったり出張所を作っ たりというのは、費用がかかりどうしようもない話です。出張所をやめたり、支所をや めたり、コンピュータ等を利用し合理化していくことが前提。またコミュニティとか支 所とかをどのように位置づけるか、市民が運営するとか利用するのにどうすればいいの か、合理化し効率化するという話を、もう一回その区民の工夫でどうにかならないかと いうことと一緒になっていくように思います。前提はニーズやウォンツというものを出 し、費用がかかるんだとすれば、どうやって合理化すればいいのかという話もついてく るのだと思います。一番始めに今の使い方でどこがおかしいのかという、費用がかから ない方策は何かを議論するのかと思います。

: ありがとうございます。はい、どうぞ。

:参画・協働の言葉がテーマとして出てきているのですが、私は最初から協働という言 葉はコラボレーションという、最近は若い方が中心にコラボという格好いい略語が出来 ているんですが。さて区民会議という場で言うと、まず一つは官民間の官という言葉が ありますが、区役所側という、私たちのように区民の側という、側と側という、官民間 の連携、構築ということがありますよね。もう一つ大事なのは、関係者間の民間の協働 ということが、協働関係ということが考えられる、いい意味で区の行政が関わっていく ような形での、民民間の関係が大事。お役所的な言葉だけで、実態と例によって合わな いような気がしております。私自身が区民の一人で、ここにきたというよりも、これも 流行のようですが、特定営利活動法人を一つ作っている者です。法律を作る前から、今 言ったNPO、NGO、そこの色々な分野の中で、お付き合いをしている中で、国際関 係、区の国際交流財団というのがありますね、あの従来きちっとした、いいおつきあい ができていないんです。できていないところに、どういうふうに切り開かれていくのか、 構築されているのかということが現状からみて疑問がある。区も関わっていくと、民間、 NPOなどという、そもそも何なんだろうと思う。先ほど、NPOといったらあれは何 なんだという疑問がある。実質的な問題点の検討など、皆さんにもお願いしたいと思い ます。実務的、実情を踏まえての審議というものをお願いしたいと思います。

:ありがとうございます。あの今のご提案の一つで、これから班毎の検討に入っていた だきたいと思いますので、実態に基づいた議論というものをお願いしたいと思います。 :ちょっといいですか、岩国市の住民投票についてどのようにお考えですか?

: どう考えになっているかというと、漠然としたご質問で難しいですが、この中で書き ましたように、テーマによっては住民投票に馴染まないものがある。もう一つ、基地問 題で難しいのは、憲法の方の規定ですね。ある特定の自治体にのみ適用される法律を制 定する場合には住民投票が必要だと、憲法95条できまっているんですね。ところが、 条約に関しては何も規定がない訳ですね。基地を受け入れている自治体の住民が意見の 表明をする機会が規定されていないわけです。そのため、条例に基づいて住民投票が行 われているのだと思います。

もっとも、現在行われている住民投票にも不備があると問題点も多々指摘されていま すけれども、住民投票をどのように活用していくのか、過渡期とでもいいますか、現在 はそういった状況です。新宿区としてはどう活用していくのか、必ずしも岩国と同じと いうことにはならないでしょうから、新宿区なりに考えていけば良いと思います。お答 えとしては、そのあたりで宜しいでしょうか?

:ありがとうございました。それでは一応時間になりましたので、次の4番目の班毎の テーマ検討に入らせて頂きたいと思います。大体1時間ちょっと、2時55分くらいま での予定ということで、進めさせて頂きたいと思います。各テーマ、約1時間、検討に 入って頂きたいと思います。宜しくお願いします。

6 . 閉会

:それでは、今日の分科会を終了させて頂きます。どうもありがとうございました。

次回日程

・次回会議

4月1日(土) 午後1時から 会場:新宿清掃事務所